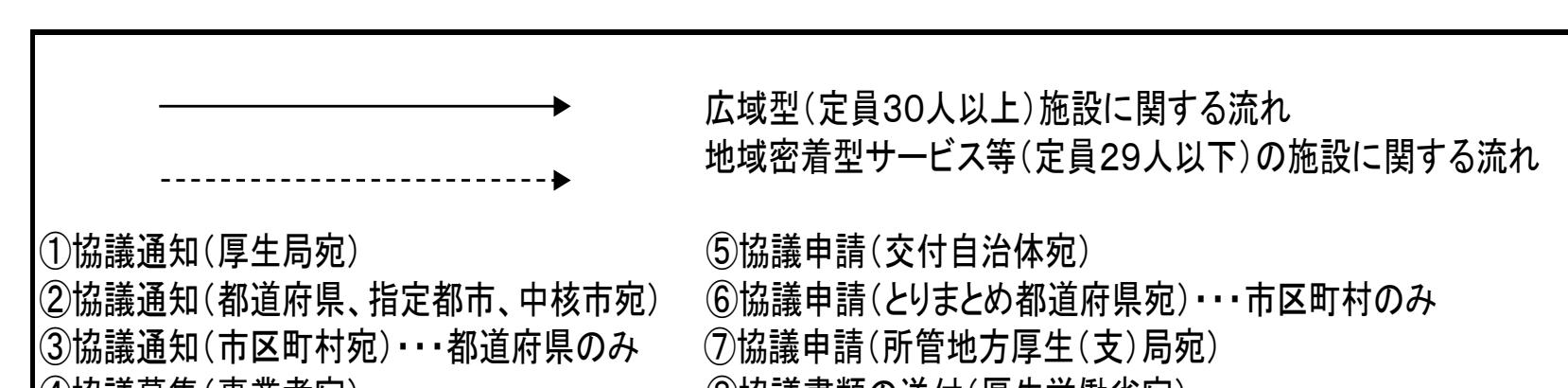
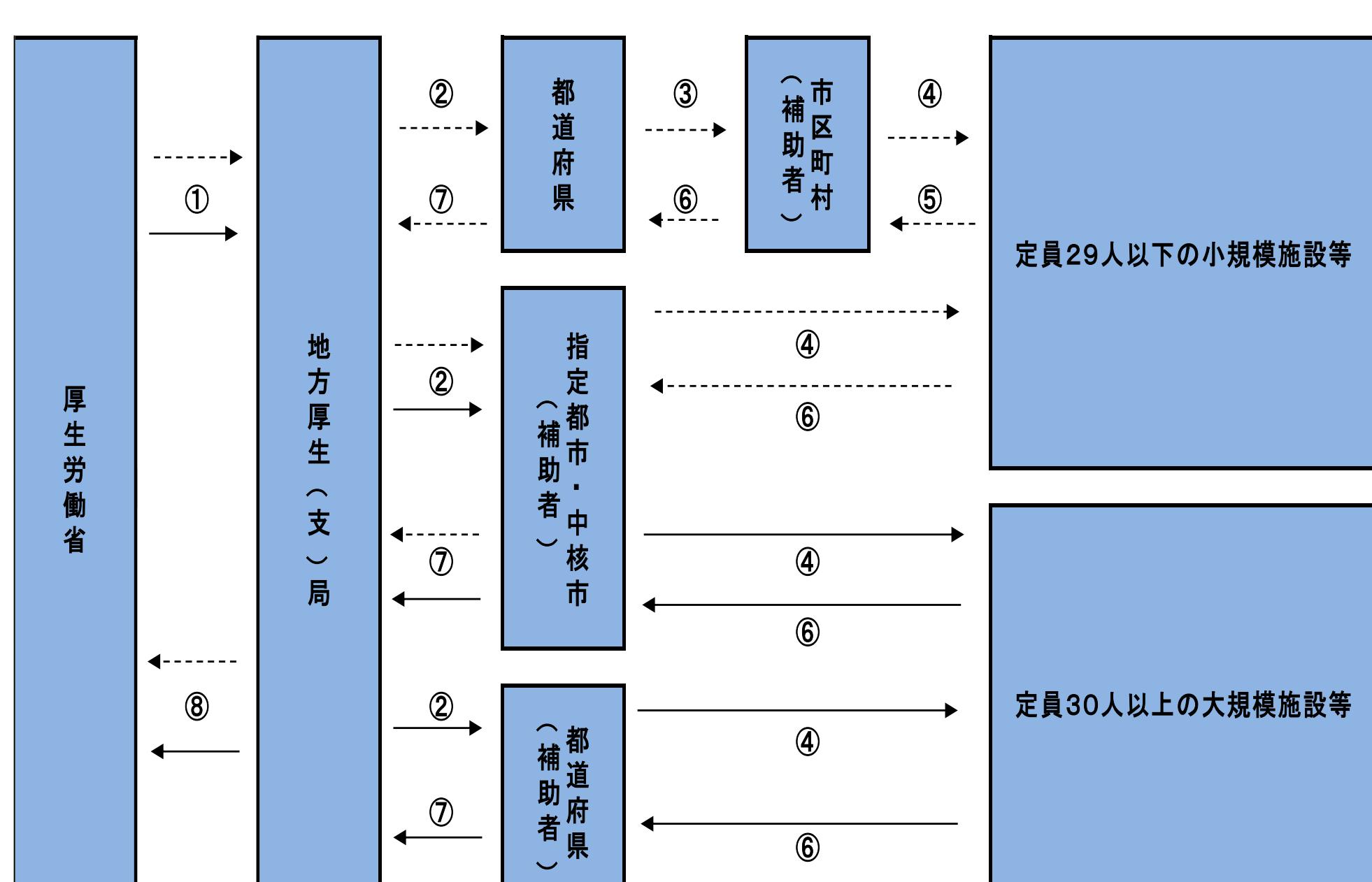


## 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和2年度1次補正の協議について

補助事業	高齢者施設等における多床室の新型コロナウィルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業
補助率	定額
補助上限 補助下限	97.8万円／床 なし
補助対象事業	○事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、新型コロナウィルスへの感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化整備（当該整備に伴うスプリンクラー設備整備を含む。）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱	第2の2のオ、第3の2のオ
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱	5 (1)
対象経費	先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
留意事項	ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。 イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに对象 経費の実支出額を求めるこ。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。 ウ 過去に「（該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年月17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに遗漏のないようご留意願いたい。 エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請ができるものとする。 オ 協議の採択に当たって一定程度配慮するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靭化地域計画に記載のある事業は、「先進的事業整備計画書（別添1）」及び「整備計画一覧表（別添2）」の「国土強靭化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロップダウンリストの選択）。 カ 新型コロナウィルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示前のものも補助対象とする。 キ 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の利用者と空間的に分離・遮断されることを前提とする。可動式の壁等は認めるが、天井から隙間が空いていることは認められない。 ク 1人当たりの面積基準については、スプリンクラー設備の設置の位置との関係などにより様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。 ケ 介護施設等の余裕スペース（空き部屋、静養室等）を改修する場合も対象とする。
補助対象外	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反による状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの
基準単価	次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。 ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積 イ 工事請負業者等の民間事業者の見積
提出が必要な添付資料	下記の書類を添付すること。 ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者等の民間事業者）※公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

## 協議の流れ



- ⑧以降、内示については厚生労働省より各都道府県、指定都市、中核市、市区町村へ対して行う。  
(内示書類の配布については、都道府県より管内市区町村への配布を依頼予定)
- 交付申請以降の手続きについては、事務委託されているため、各地方厚生（支）局と自治体間で行う。